

Boost タイプサービス利用規約

(本規約の適用)

第1章 総則

(本規約の適用)

第1条 本規約は、NTT 西日本株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「Boost タイプ」（以下「本サービス」といいます。）について定めたものです。

(用語の定義)

第2条 本規約において使用される用語を以下のように定義します。

用語	用語の意味
インターネット接続サービス	当社が提供するインターネット接続サービス
インターネット接続サービス利用契約者	インターネット接続サービスの利用申込を行い、かつ当社にその利用申込を承諾されたもの
住戸	インターネット接続サービスが導入されている住戸
入居者	当社のインターネット接続サービスが導入されている住戸に入居するもの
本サービス	Boost タイプ契約者に提供する帯域拡大サービス
Boost タイプサービス契約者	利用申込を行い、かつ当社にその利用申込を承諾されたもの
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(本規約の範囲)

第3条 本規約は、Boost タイプサービス契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係においてこれを適用し、Boost タイプサービス契約者は「本規約」および「インターネット接続サービス利用規約」について承認し遵守するものとします。また、Boost タイプサービス契約者は、当社が本サービスを提供するにあたって定める個別規定およびその他の規約（以下「その他規約」という。）がある場合には本規約に加え、当該その他規約に従うものとします。

2 本規約は、「インターネット接続サービス利用規約」の追加規約として定めるものとし、「インターネット接続サービス利用規約」と本規約との間に矛盾がある場合、本規約が優先して適用され、本規約とその他規約との間に矛盾がある場合にはその他規約が優先して適用されるものとします。

(本規約の変更)

第4条 当社は、本規約を、**Boost** タイプサービス契約者との個別の協議、ならびに **Boost** タイプサービス契約者の承諾を得ることなく変更することがあります。この場合には、**Boost** タイプサービス契約者は、規約の変更を異議なく承諾するものとします。

2 本規約の変更については、本規約第5条（通知の方法）に定める方法により **Boost** タイプサービス契約者に通知するものとします。

3 本規約の変更が行われた場合、サービス内容、料金ならびに提供条件は、変更後の規約によるものとします。

(通知の方法)

第5条 当社は、**Boost** タイプサービス契約者に対して通知を行う場合、**Web** ページでの公表、電子メールや書面の送付、又はその他当社が適当と認める手段により行うものとします。

2 前項の規定に基づき、当社から **Boost** タイプサービス契約者への通知が **Web** ページにより行われた場合、当該通知が、ブラウザ上から確認可能となった時点をもって **Boost** タイプサービス契約者への通知が完了したものとみなします。

また、当社から **Boost** タイプサービス契約者への通知が電子メールで行われた場合、**Boost** タイプサービス契約者のメールアドレス宛に送信された当該電子メールが、**Boost** タイプサービス契約者のメールサーバに到達した時点をもって **Boost** タイプサービス契約者への通知が完了したものとみなします。

3 本条第1項および前項の規定に基づき、当社から **Boost** タイプサービス契約者への通知は、当社による各 **Boost** タイプサービス契約者への確認の有無に関係なく完了するものとします。

(権利の譲渡)

第6条 **Boost** タイプサービス契約者は、当社が別途許可している場合を除き、**Boost** タイプサービス契約者が本規約に基づいて提供される本サービスの権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

第2章 本サービスの提供

(サービス内容)

第7条 当社は、本サービスにおいて、以下に定めるサービスを提供します。

(提供区域)

第8条 本サービスの提供区域は、日本国内の、当社がインターネット接続サービスを提供する住宅に限るものとします。

(**Boost** タイプサービスの利用申込)

第9条 **Boost** タイプサービスの利用を希望する者（以下「**Boost** タイプサービス申込

者」という。)は、あらかじめ本規約の内容を承諾したうえで、当社所定の手続きに従って申込手続きを行うものとし、申込内容が当社で承諾された時点で **Boost** タイプサービスの契約が成立するものとし、成立した日をもって契約日とします。

- 2 **Boost** タイプサービスの利用申込は、インターネット接続サービス利用契約者からの申込に限るものとし、

(**Boost** タイプサービスの利用申込の承諾)

第 10 条 当社は、**Boost** タイプサービス申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、申込内容の承諾を行わないことがあります。

- (1) 当社が提供するすべてのサービスにおける約款、規約、規定等に対する違反のため契約の取消が行われたことがある場合
- (2) 申込内容に虚偽がある場合、又は虚偽の可能性があると考えられる場合
- (3) 申込内容に不備がある場合
- (4) 本規約第 9 条 (**Boost** タイプサービスの利用申込) の内容を満たしていない場合
- (5) 未成年の場合で、保護者の同意を得ていない場合
- (6) **Boost** タイプサービスの利用料金の支払いのために決済手段の指定を行う場合、指定した決済手段が、クレジットカード会社、収納代行業者、金融機関等により利用停止処分等を含むその他理由により利用ができない場合
- (7) **Boost** タイプサービスの利用料金又は当社が提供するその他のサービスの利用料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
- (8) 被補助人、被保佐人、被後見人のいずれかに該当する場合で、利用申込にあたり、補助人、補助監督人、保佐人、保佐監督人、後見人、後見監督人の同意が得られていない場合
- (9) 公租公課の滞納処分を受けている場合
- (10) 居住する住戸が本サービスの対象外である場合
- (11) インターネット接続サービスの提供を受けていない場合
- (12) 当社の業務遂行上著しく支障がある場合
- (13) その他、当社が契約を締結することが適当でないと判断した場合

- 2 当社は、**Boost** タイプサービスの利用申込の承諾後、契約締結後であっても、**Boost** タイプサービス契約者が前項のいずれかに該当すると判断した場合は、承諾の取消ならびに契約の取消を行えるものとし、

- 3 **Boost** タイプサービス契約者は、前項に基づいて生じた損害賠償、法的責任をすべて負うものとし、
- なお、当該 **Boost** タイプサービス契約者の契約が解約又は取消され、契約が終了されている場合であっても、損害賠償ならびに法的責任をすべて負うものとし、当社は何ら責任を負わないものとし、
- また、当該 **Boost** タイプサービス契約者は、本サービスに関わる利用料金が未納である場合は、速やかに当社に支払いを行うものとし、

(Boost タイプサービス契約者による契約内容の変更およびキャンセル料)

第 11 条 Boost タイプサービス契約者は、Boost タイプサービスのために届け出ている申込内容（住所、氏名、電話番号、決済手段等）に変更が生じた場合は、当社に対し、当社所定の方法により、速やかに変更の届け出を行うものとします。なお、Boost タイプサービス契約者が届け出を怠ったことにより、Boost タイプサービス契約者ならびに第三者に損害が生じた場合、当社は何ら責任を負わないものとします。

(Boost タイプサービス契約者によるサービスの解約)

第 12 条 Boost タイプサービス契約者は、Boost タイプサービスの解約を希望する場合には、当社所定の手続きに従って、Boost タイプサービスの解約申込を行うものとします。

2 Boost タイプサービス契約者が、本サービスを利用することにより生じた一切の債務は、Boost タイプサービスの解約後においても、当該債務が履行されるまで消滅しないものとします。

3 Boost タイプサービスは、インターネット接続サービスの付加サービスとし、Boost タイプサービス契約者による Boost タイプサービスの解約申込がない場合においても、インターネット接続サービスの利用契約が解約されたときは、Boost タイプサービス契約者の Boost タイプサービスの契約は、同時に解約されるものとします。

(Boost タイプサービスの一時休止)

第 13 条 Boost タイプサービスは、Boost タイプサービス契約者のいかなる理由においても一時休止できないものとします。

(Boost タイプサービスの最低利用期間)

第 14 条 Boost タイプサービス契約者は、申込日を含む月は、当社が承諾する場合を除き、いかなる理由においても Boost タイプサービスの解約はできないものとします。

(Boost タイプサービスの契約期間の自動更新)

第 15 条 Boost タイプサービスは、Boost タイプサービス契約者による解約の申込がない場合、利用開始日を含む月の翌月 1 日から 1 ヶ月単位で、契約を自動更新するものとします。

第 3 章 料金

(Boost タイプサービスの利用料金)

第 16 条 Boost タイプサービスの 1 ヶ月分の利用料金は、税抜 1,500 円とします。

2 Boost タイプサービスの利用料金は、Boost タイプサービス契約者の Boost タイプサービスの契約期間の途中で改定される場合がありますが、その場合には改定後の利用料金が適用されるものとします。

3 Boost タイプサービスの利用料金は、Boost タイプサービスの申込日を含む月につ

いては無料とし、また **Boost** タイプサービスの解約日を含む月については、当社が承諾する場合を除き、解約日が月の途中であっても1ヶ月分の利用料金が発生し、日割り等での返金を行わないものとします。

(利用料金の支払い)

第17条 **Boost** タイプサービス契約者は、本規約第16条(**Boost** タイプサービスの利用料金)に規定する本サービスの利用料金を当社所定の方法により支払うものとします。

- 2 **Boost** タイプサービス契約者は、利用料金に課される消費税相当額を含めて支払うものとします。
- 3 当社は、利用料金のうち、**Boost** タイプサービスの利用料金については、毎月初日から月末までを1料金月として算定し、1料金月分の利用料金を当月分のインターネット接続サービスに関わる利用料金として請求するものとし、当該 **Boost** タイプサービス利用者に本サービス以外のインターネット接続サービスに関わる利用料金がある場合は、それらと合算した金額を請求するものとします。
- 4 当社は、**Boost** タイプサービス契約者が本サービスの利用料金の支払いを拒む場合には、当該紛争期間中は、当該 **Boost** タイプサービス契約者による本サービスの利用を停止することができるものとします。
- 5 **Boost** タイプサービス契約者は、本サービスに関わる利用料金が発生した時点で、本サービス以外の当社インターネット接続サービスに関わる他の利用料金の決済手段について当社に指定している場合には、その決済手段と同一の手段で本サービスの利用料金を支払うものとし、本サービス以外の当社インターネット接続サービスに関わる他の利用料金の決済手段について当社に指定していない場合には、クレジットカード又は当社が指定する決済手段で本サービスの利用料金を支払うものとします。この場合、**Boost** タイプサービス契約者は、**Boost** タイプサービス契約者が指定するクレジットカード会社(以下「カード会社」という。)又は、当社が指定する代金回収代行業者(以下「代金回収業者」という。)を通じて徴収することを承諾するものとします。
- 6 **Boost** タイプサービス契約者がクレジットカードによる本サービスの利用料金の支払いを行う場合、当社が本サービスの利用料金の徴収目的に必要な範囲で、**Boost** タイプサービス契約者の氏名、住所、クレジットカードの番号、有効期限、名義および **Boost** タイプサービス契約者が支払うべき料金等の情報をカード会社に開示することに同意するものとします。
- 7 **Boost** タイプサービス契約者が口座振替による本サービスの利用料金の支払いを行う場合、当社が本サービスの利用料金の徴収目的に必要な範囲で **Boost** タイプサービス契約者の氏名、住所、口座情報(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義)を代金回収業者に開示することに同意するものとします。
- 8 クレジットカードの名義人又は、口座振替の口座名義人は原則的に **Boost** タイプサービス契約者と同一とし、これが異なる場合、クレジットカード名義人又は口座振替の口座名義人が支払いを拒む等の紛争が生じた場合においては、**Boost** タイプサービ

ス契約者は当該紛争期間中、Boost タイプサービス契約者としての資格を有しないものとし、本サービスの利用はできないものとします。

- 9 Boost タイプサービス契約者は、本サービスの利用料金の請求金額に異議ある場合、その請求を受けてからあるいは開示を受けてから 30 日以内に当社にその旨を書面により通知するものとします。この期間が経過した場合、Boost タイプサービス契約者は請求代金について承諾したものとします。
- 10 Boost タイプサービス契約者は NTT メディアサプライ株式会社（以下、「請求事業者」という。）が当社の代理人として、サービス利用料金の回収をすることに承諾していただきます。
- 11 Boost タイプサービス契約者は料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

（遅延利息）

第 18 条 Boost タイプサービス契約者は、本サービスに関わる利用料金について、支払い期日を経過しても支払わない場合、支払い期日の翌日から支払いが行われた前日までの日数で遅延金額を年率 14.5%の割合で計算した額を遅延利息として当社が別途指定する方法で当社に支払うものとします。なお、遅延金額を計算した結果、1 円未満の端数が生じた場合は、1 円に切り上げるものとします。

第 4 章 禁止行為

（禁止事項）

第 19 条 当社は、Boost タイプサービス契約者が以下のいずれかの行為を行っている と判断した場合、Boost タイプサービス契約者に対して何ら通知することなく本サービスの利用の停止又は本サービスの契約の取消を行うことができるものとします。この場合、Boost タイプサービス契約者に生じる損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。また、Boost タイプサービス契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、当社は、Boost タイプサービス契約者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (4) その他法令若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5) 有償、無償を問わず、本サービスの一部又は全部を営業活動、営利を目的として利用（使用、複製、販売などの形態の如何を問わず）する行為
- (6) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害する行為
- (7) その他、当社が不相当と判断した行為

(著作権等)

第 20 条 本サービスにおいて当社が **Boost** タイプサービス契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。）に関する著作権

（著作権法第 29 条および第 30 条の権利を含む）および著作者人格権（著作権法第 20 条から第 22 条の権利をいう）、特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社が別に定める者に帰属するものとします。

2 **Boost** タイプサービス契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと

(禁止事項に対する責任)

第 21 条 **Boost** タイプサービス契約者は、本規約第 19 条（禁止事項）の各号に該当する行為又はその他の不正行為によって、当社および第三者に生じた損害賠償、法的責任をすべて負うものとします。なお、当該 **Boost** タイプサービス契約者の契約が解約又は取消により終了している場合であっても、損害賠償ならびに法的責任をすべて負うものとし、当社は何ら責任を負わないものとします。また、当該 **Boost** タイプサービス契約者は、本サービスに関わる利用料金が未納である場合は、速やかに当社に支払いを行うものとします。

(禁止事項による利用の制限、中止・停止)

第 22 条 当社は、**Boost** タイプサービス契約者による本サービスの利用が本規約第 19 条（禁止事項）の各号に該当する場合、当該 **Boost** タイプサービス契約者に関し、第三者から当社へのクレーム、請求等がなされ、かつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断した場合は、当該 **Boost** タイプサービス契約者に対し、以下のいずれかの措置、又は組み合わせた措置を講ずることができるものとします。

- (1) 禁止行為の即時中止要求
- (2) 第三者との間でクレーム解消のための協議開始要求
- (3) 当該 **Boost** タイプサービス契約者の本サービスの制限、又は中止・停止

2 前項の措置は、本規約第 30 条（自己責任の原則）を否定するものではなく、前項の規定解釈、運用に際しては自己責任の原則が適用されるものとします。なお、**Boost** タイプサービス契約者は当社に対して、利用の制限、中止・停止期間中の本サービスに関わる利用料金等についても、支払うものとします。

3 当社は、本条第 1 項 (3) の措置を受けた **Boost** タイプサービス契約者が、当該債務の支払いを完了した場合においても、本サービスの停止の措置を即時解除することを保証するものではなく、当該措置の解除の実施および当該措置の解除の時期は、当社の判断に基づき決定するものとします。

第5章 本サービスの利用停止、契約解除、中止、廃止等

(当社による利用停止、契約解除)

第23条 当社は、Boost タイプサービス契約者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、Boost タイプサービス契約者に対して何ら通知することなく利用停止又は契約解除を行うことができるものとします。

- (1) 本規約記載事項に違反する行為を行った場合
- (2) 当社が提供するサービスに関わるその他の規約、規定においてサービスを中止・中断する事由として規定されている事項に該当する場合
- (3) 本規約第19条（禁止事項）、本規約第20条（著作権等）の各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (4) 本サービスの利用料金およびインターネット接続サービスの利用料金等のその他債務の支払いを怠った場合又は遅延した場合
- (5) Boost タイプサービス契約者により指定された決済手段が利用できないと判断した場合
- (6) 本項の(1)、(2)、(3)のいずれかに該当し、当社がBoost タイプサービス契約者に対して書面により期間を定めた改善措置を提出し期間内に改善措置が講じられなかった場合
- (7) Boost タイプサービス契約者に対して破産、民事再生、会社更生、会社整理の申し立てがあった場合
- (8) 補助開始、保佐開始、成年後見開始の審判を受けた場合
- (9) 本規約第8条（提供区域）で定める住戸の入居者でなくなった場合
- (10) その他、当社が、Boost タイプサービス契約者として不適当であると判断した場合

2 当社は、前項記載の利用停止又は契約解除を行う場合、あらかじめ、当社の定める方法により Boost タイプサービス契約者にその理由を通知することとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。

3 利用停止又は契約解除が行われた当該 Boost タイプサービス契約者は、当社に対する債務すべてを速やかに支払うものとします。また、当該 Boost タイプサービス契約者から当社に対して既に支払われた利用料金について、当社は、払戻し義務は一切負わないものとします。

4 当社は、利用停止又は契約解除により、Boost タイプサービス契約者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず何ら責任を負わないものとします。

(本サービスの中止、中断)

第24条 当社は、以下のいずれかに該当する場合、本サービスを中止又は中断することができるものとします。

- (1) 本サービスの運営上、本サービスの正常性が確保できないと判断した場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働協議、洪水、噴火、津波、地震、火災、停電、その他非常事態等により、本サービスの提供が困難になった場合
- (3) その他、当社が一時的に中止、中断を行うことが必要であると判断した場合

- 2 当社は、前項記載の本サービスの中止、中断を行う場合、あらかじめ、当社の定める方法により **Boost** タイプサービス契約者にその理由を通知することとします。ただし、緊急やむを得ないと当社が判断した場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの中止、中断の発生により、**Boost** タイプサービス契約者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず何ら責任を負わないものとします。

(利用の制限)

第 25 条 当社は、電気通信事業法第 8 条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

(本サービスの廃止)

- 第 26 条 当社は、本サービスの全部又は一部を一時的に又は永続的に廃止することがあります。
- 2 当社は、本サービスの廃止を行う場合、あらかじめ、当社の定める方法により **Boost** タイプサービス契約者に廃止の理由を通知することとします。ただし、緊急やむを得ない場合又は当社の責任範囲以外の部分においてはこの限りではありません。
 - 3 当社は、本サービスの廃止により、**Boost** タイプサービス契約者又は第三者が被ったいかなる損害について、理由を問わず何ら責任を負わないものとします。

第 6 章 損害賠償

(責任の制限)

- 第 27 条 **Boost** タイプサービス契約者は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さに照らして、現在の一般的技術水準をもっては、当社が本サービスについて瑕疵のないことを保証することができないことについてあらかじめ了承するものとします。
- 2 当社は、当社が本サービスを提供するにあたり当社の責めに帰すべき理由により、**Boost** タイプサービス契約者に損害を与えた場合、**Boost** タイプサービス契約者からの請求に基づき、当該損害発生の直接の原因である **Boost** タイプサービスに関わる利用料金を上限として賠償するものとします。ただし、当社は本サービスの提供にあたり **Boost** タイプサービス契約者のパソコン等に保存されているデータの消失、棄損、改変等については保証しないものとし、**Boost** タイプサービス契約者はパソコン等保存されているデータ等のバックアップをあらかじめ作成するものとします。
 - 3 当社の故意又は明らかな重過失により生じた損害である場合については、前項の規定は適用しないものとします。

- 4 配線工事などで生じた土地建物に関する損害については、当社はいかなる責任も負わないものとします。
- 5 本規約のいかなる規定にもかかわらず、本条の規定は、当社が本規約に基づいて負う損害賠償責任の全てを定めるものとします。

(免責事項)

- 第 28 条 当社は、**Boost** タイプサービス契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、**Boost** タイプサービス契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。
 - 3 本サービスはベストエフォート型サービスであり、一定の通信速度を保証するものではありません。
 - 4 本サービスは、サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
 - 5 当社は、一切の本サービスの提供に関して、本規約第 29 条（サービスの中断）に定めるサービスの中断を含め、いかなる保証も行わないものとします。**Boost** タイプサービス契約者の環境等によりサービス提供できなかった場合には、本サービスにより生じた費用は **Boost** タイプサービス契約者が負担するものとします。ただし、当社の責によってサービス提供ができなかった場合は無償とします。
 - 6 当社は、本サービスの提供、遅滞、変更、廃止、中断、中止、停止、若しくは、その他本サービスに関連して発生した **Boost** タイプサービス契約者又は第三者の損害について、別途定めた場合を除き、当社は何ら責任を負わないものとします。
 - 7 当社は、**Boost** タイプサービス契約者が本サービスを利用することにより、**Boost** タイプサービス契約者又は第三者に生じた紛争等に関して何ら責任を負わないものとします。

(サービスの中断)

- 第 29 条 当社は、本サービスの提供にあたり、当社が作業の実施が不可能と認める場合、**Boost** タイプサービス契約者の承諾なくサービスの提供を中止又は中断できるものとします。

(自己責任の原則)

- 第 30 条 **Boost** タイプサービス契約者は、本サービスの利用に伴い第三者（国内外を問いません。以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、第三者からクレームが通知された場合、当社はこれに一切関与しないものとし、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。**Boost** タイプサービス契約者が本サービスの利用に伴

い第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。

- 2 当社は、Boost タイプサービス契約者がその故意又は過失により当社に損害を被らせたときは、Boost タイプサービス契約者に対し当該損害の賠償を請求することができます。

第7章 個人情報の取扱

(個人情報の保護)

第31条 当社は、本サービスの提供にあたって知りえた Boost タイプサービス契約者に関する情報（以下「個人情報」といいます。）については、当社プライバシーポリシーに基づき、必要な範囲で取り扱うものとし、以下のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示しないものとします。

- (1) 法令により開示が求められた場合
- (2) 裁判官より令状が発行され、当該利用者の個人情報の提示を求められた場合
- (3) 生命、身体および財産等に対して差し迫った危険があり、緊急と判断した場合
- (4) その他、任意に利用者等の承諾を得た上で個人情報を利用する場合
- (5) 公知である情報又は当社の責に帰すことができない事由により公知となった情報である場合
- (6) 当社が第三者から守秘義務を負うことなく正当に取得した情報である場合
- (7) 本サービスを提供する必要上、再委託先等を開示する必要がある情報である場合

(通信の秘密の保護)

第32条 当社は、本サービスの提供に伴い、取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用又は保存します。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による搜索）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、利用者が本規約第19条（禁止事項）のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、インターネット接続サービス利用契約者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第8章 雑則

(Boost タイプサービス契約者の義務)

第33条 Boost タイプサービス契約者は、本規約を遵守し、本サービスの運用およびインターネット接続サービスの運用に支障をきたさないようにすることとします。
また Boost タイプサービス契約者は次のことを守って頂きます。

- (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
- (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータープログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限にアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- (10) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。
- (11) **Boost** タイプサービス契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払って頂きます。

（合意管轄）

第 34 条 当社と **Boost** タイプサービス契約者の間で訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所をもって合意上の専属管轄裁判所とします。

（準拠法）

第 35 条 本規約およびこれに基づく **Boost** タイプサービス契約者と当社の関係における準拠法は日本法とします。

（本規約の制定）

2025 年 10 月 1 日 制定

以上